

<主な見直し内容>

1 1 需要場所複数引込み

現行は、電気自動車の急速充電器や太陽光発電設備を除き、「1 需要場所 1 引込、1 計量、1 契約」を原則としています。

このたび、様々な系統接続ニーズが出現していることを踏まえ、例えば、電気自動車の普通充電器や災害時の避難場所（学校体育館）の空調設備など、災害対応や温室効果ガス等の排出抑制に資する場合等は、「1 需要場所複数引込み」、「複数需要場所 1 引込み」が可能となるよう電気事業法施行規則が改正されたことに伴い、その内容を供給条件に反映します。

2 再生可能エネルギー出力制御時における基本料金の取扱い

再生可能エネルギーの出力制御の増加が見込まれるなかで、自家発電設備を有する需要者が自家発電設備の出力を停止または抑制し、需要を創出することにより、再生可能エネルギー出力制御量を低減することが可能となります。

この場合に需要者の託送料金（基本料金）が増加しないよう、再生可能エネルギー出力制御時における自家発電補給電力契約の取扱いについて整理がなされたことに伴い、その内容を供給条件に反映します。

3 再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力の確保に係る費用

再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力の確保に係る費用について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における交付金により負担する仕組みが整理されたことに伴い、その内容を供給条件に反映します。

4 送電ロス率の見直し

小売電気事業者が電気を調達する際の基準となる送電ロス率を見直します。
(過去3年分の実績の平均値〔毎年見直し〕)

| 供給する電圧 | 現 行 | 見直し後 |
|--------|-------|-------|
| 低 圧 | 8. 2% | 8. 1% |
| 高 圧 | 3. 0% | 3. 0% |
| 特別高圧 | 1. 3% | 1. 3% |

以 上